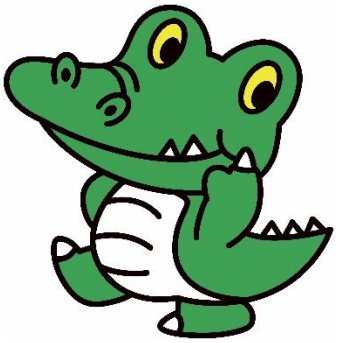
阪大生のための

知っておきたいお酒の話

飲酒ハンドブック　ルールとマナー



2026 年 6 月改訂

飲酒に関する理解度チェック

※項目に記載されている内容に該当又は正しいと思う場合は「はい（Yes)」に該当しない又は正しくないと思う場合は「いいえ（No)」にチェック（✓）して下さい。

項　　目	はい（Yes）	いいえ（No）
1.20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている。	□	□
2.新入生歓迎会や飲み会に 20 歳未満の者が参加する場合は、20 歳未満の者であることが分かるように、ネックストラップや缶バッチ等を着用し識別している。	□	□
3.宴席の場において、上級生や OB・OG、コーチ・監督、指導教員からお酒を勧められると断れないという雰囲気を作ってはいけない。	□	□
4.羽交い絞めにするなどして無理やり飲酒させた場合は、強要罪が成立する可能性がある。	□	□
5.20 歳未満の者が飲酒したとしても、飲酒した本人に対する罰則は無いので、場を盛り上げるために少しぐらいであれば飲酒させてもよい。	□	□
6.飲酒を強要しても、本人の意思で飲酒するのだから、酔いつぶれるのは自己責任であり、ハラスメントには当たらない。	□	□
7.飲酒を強要した者が酔いつぶれた者を放置しても責任を問われることはない。	□	□
8.手拍子やコールなどではやし立てるイッキ飲みは、場が盛り上がるので、度を超えなければ実施してもよい。	□	□
9.団体（部、サークル）の行事として行った飲み会において、20 歳未満の者の飲酒や飲酒の強要が行われたことが発覚しても、過去の処分事例から考えると廃部や公認取消処分となることはない。	□	□
10.団体（部、サークル）の行事として行った飲み会において、20 歳未満の者の飲酒や飲酒の強要が行われたことが発覚しても、団体に対する処分だけで、20 歳未満飲酒をした個人や飲酒の強要を行った個人に対して処分されることはない。	□	□
11.酔いつぶれた者を病院に搬送するためであれば、生命にかかわることであるため、緊急避難として飲酒した者が車を運転することは仕方がない。	□	□
12.酔いつぶれた者が昏睡状態となり、呼びかけにも反応せず、体を揺さぶっても反応が無い場合は、ためらわずに救急車を呼ぶべきである。	□	□
13.以上について、団体においては幹部がしっかりと理解し、責任をもって実行すればよいことなので、団体の構成員や OB・OG、コーチ・監督、指導教員に周知する必要はない。	□	□

解説は●ページをご覧ください。

目　次

１．大阪大学の飲酒に対する考え方

２．飲酒に対する罰則等
　１）刑事責任
　２）民事責任
　３）大学の懲戒処分（社会的責任）

３．大阪大学の課外活動の飲酒に関する問題事例

４．他大学の死亡事例

５．飲酒に関する基礎知識
　１）お酒のデメリット
　２）血中アルコール濃度と酔いの状態
　３）お酒が体から抜けるのに要する時間
　４）適量の目安

６．絶対にやってはいけないこと
　１）20 歳未満の者の飲酒
　２）危険な飲み方
　　①運動前後、運動中
　　②イッキ飲み
　　③飲酒の強要（アルコール・ハラスメント）
　３）飲酒運転

７．命を救う４つのチャンス
　１）イッキはさせない、酔いつぶさない
　２）酔いつぶれた人を１人にしない
　３）横向きで自然に吐かせる

　４）おかしいと思ったら、ためらわず救急車を

８．緊急連絡先

１． 大阪大学の飲酒に対する考え方

お酒はかつて「百薬の長」とも言われてきました。これは「適量の飲酒であれば良い作用もある」とするたとえですが、飲酒は量や体質、状況によって、肝臓や脳など体への健康リスクが高まると考えられており、お酒は“薬”にも“毒”にもなり得るものとして、正しい知識と判断が欠かせません。

適量、適度の飲酒であれば、食事や会話が楽しみやすくなると感じる人もいる一方、短時間に多量飲酒をする「一気飲み」や無理な飲ませ合いは急性アルコール中毒を引き起こしたり、場合によっては死に至ることもあります。

また、20 歳未満飲酒は法律違反であり、勧めた側・場を作った側にも責任が問われ得ます。

残念ながら本学においても過去に 20 歳未満の者の飲酒やハラスメントとなる飲酒の強要などの不適切飲酒の事例がありました。

お酒の解禁を迎えていく大学生の皆さんには、飲酒の基礎知識、罰則、死亡事例、そして、絶対にしてはいけないことなどの「お酒の話」を学び、適切な飲酒態度を身に付けて社会に巣立ってほしいと考えています。

このハンドブックが、阪大生として誇れる行動の一助となることを切に願います。

2026 年 6 月

学生生活委員会委員長　河原　行郎

２．飲酒に対する罰則等

１）刑事責任

①20 歳未満の者の飲酒に科される罰則

20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています。

◆20 歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律（大正 11 年法律第 20 号）

第 1 条 満 20 年に至らさる者は酒類を飲用することを得す
２ 未成年者に対して親権を行ふ者若は親権者に代りて之を監督する者未成年者の飲酒を知りたるときは之を制止すへし
３ 営業者にして其の業態上酒類を販売又は供与する者は満 20 年に至らさる者の飲用に供することを知りて酒類を販売又は供与することを得す
４ 営業者にして其の業態上酒類を販売又は供与する者は満 20 年に至らさる者の飲酒の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとす

第 2 条 満 20 年に至らさる者か其の飲用に供する目的を以て所有又は所持する酒類及其の器具は行政の処分を以て之を没収し又は廃棄其の他の必要なる処置を為さしむることを得

第 3 条 第 1 条第 3 項の規定に違反したる者は 50 万円以下の罰金に処す
2 第 1 条第 2 項の規定に違反したる者は科料に処す

第 4 条 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の従業者が其の法人又は人の業務に関し前条第 1 項の違反行為を為したるときは行為者を罰するの外其の法人又は人に対し同項の刑を科す

この法律のポイントは 20 歳未満の者の健全な成育を守るために制定されたものであり、20 歳未満の者本人ではなく、周りの大人に対して罰則を科している点です。

・20 歳未満の者の親権者や監督代行者には，20 歳未満の者が飲酒しているのを知ったら制止する義務があります。【科料】
・酒類の販売店に対しては 20 歳未満の者であることを知りながらお酒を売ったり提供したりすることを禁止しています。【罰金】
・酒類の販売店に対しては 20 歳未満の者にお酒を売ったり提供したりしないように、購入者の年齢を確認するなどの義務を課しています。【罰金及び行政処分（酒類販売業の免許取消)】

ポイント：飲み会の際は参加者の年齢を確認し、20 歳未満の者にネックストラップを着用させるなど、20 歳未満の者が一目でわかるようにして飲酒させないようにする。

②飲酒を強要することで成立する犯罪、罰則

飲酒を強要すると以下の犯罪が成立する可能性があります。

内　容	罪　名	適用条項	罰　則
相手を脅したり、羽交い締めにしたりして無理やり飲酒させた場合	強要罪	刑法 223 条	3 年以下の懲役
初めから酔いつぶすつもりで飲酒させた場合は傷害罪、酔いつぶすつもりはなかったものの結果的に酔いつぶした場合は状況によって過失傷害罪または重過失傷害罪	傷害罪	刑法 204 条	15 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金
	過失傷害罪	刑法 209 条	30 万円以下の罰金または科料
	重過失傷害罪	刑法 211 条	5 年以下の懲役もしくは禁固または 100 万円以下の罰金

酔いつぶした結果、被害者が死亡した場合、酔いつぶすつもりがあったかどうかや状況によって傷害致死罪、過失致死罪、重過失致死罪	傷害致死罪	刑法 205 条	3 年以上の有期懲役
	過失致死罪	刑法 210 条	50 万円以下の罰金
	重過失致死罪	刑法 211 条	5 年以下の懲役もしくは禁固または 100 万円以下の罰金
酔いつぶれた被害者をそのままにして立ち去った場合	保護責任者遺棄罪	刑法 217 条	3 か月以上 5 年以下の懲役
酔いつぶれた被害者をそのままにして立ち去り、そのために被害者が死亡した場合	保護責任者遺棄致死罪	刑法 219 条	3 か月以上 15 年以下の懲役
被害者に直接飲酒させるのではなく、周りではやし立てるなどした結果、被害者が酔いつぶれた場合	現場助勢罪	刑法 206 条	1 年以下の懲役または 10 万円以下の罰金もしくは科料

<u>刑事責任事例（Ａ大学での飲酒事故）</u>

酔いつぶれた男子学生に対して救急車を呼ばず、十分な介抱をしなかった結果、当該男子学生は死亡。関係した学生ら 12 名が保護責任者遺棄致死の疑いで書類送検され、結果、学生ら 9 名が過失致死罪で略式起訴され、全員に罰金の略式命令が出された。

２）民事責任

酔いつぶれた被害者が転倒するなどして怪我をしたり、急性アルコール中毒で病院に運ばれたりしたような場合は、治療費や慰謝料など民事上の損害賠償義務を負うことになります。被害者が死亡したり、後遺症が残ったりした場合は慰謝料も高額になります。20 歳未満の者の場合は余命が長いため、将来得られるはずだった逸失利益もかなり高額になり、損害賠償額が 1 億円を超える場合もあります。

以上のように、20 歳未満の者に限らず飲酒を強制すると刑事でも民事でも非常に重い責任が発生するので注意が必要です。

<u>民事責任事例（Ｂ大学での飲酒事故）</u>

上級生や OB らが新入生に対して「早飲み競争」を仕掛け、手拍子などで飲酒するようにはやし立てた結果、新入生のほとんどが泥酔状態となり、そのうち 1 名の男子学生が十分な介抱を受けず死亡した。部長の教授やキャプテン、上級生らが男子学生に対する「安全配慮義務」に違反したとして、教授及び 7 名のキャプテンら上級生に対し合計 1,314 万

円余りの損害賠償の支払いを命じた。

３）懲戒処分（社会的責任）

上記の刑事・民事責任以外に、大学から戒告、停学、放学の懲戒処分を受ける可能性があります。

また、課外活動団体が歓迎会、忘年会、懇親会等の酒類を伴う会合において、20 歳未満の飲酒や飲酒の強要等が判明した場合は、廃部や公認取り消し等の厳しい処分を行う方針です。

３．大阪大学の課外活動団体の飲酒に関する近年の問題事例

行　為	処分内容
【体育系団体Ａ】 ○ 20 歳未満の者の飲酒 ○ 過度の飲酒及び外部者への迷惑行為 ○ 大学に対する「飲酒チェックリスト」の虚偽報告 ○ 行事開催届等無届活動	活動の停止（無期限）
【文化系非公認団体Ｂ】 ○ 20 歳未満の者の飲酒 ○ 過度の飲酒及びハラスメント行為	活動の停止（無期限）
【文化系団体Ｃ】 ○ 20 歳未満の者の飲酒 ○ 大学に対する「飲酒チェックリスト」の虚偽報告	活動の停止（無期限）
【文化系団体Ｄ】（２回目） ○ 20 歳未満の者の飲酒 ○ 大学に対する「飲酒チェックリスト」の虚偽報告	公認取り消し
【体育系団体Ｅ】 ○ 20 歳未満の者の飲酒 ○ 飲酒の強要 ○ 行事開催届等無届活動	活動の停止（無期限）
【文化系団体Ｆ】 ○ コロナ禍による飲酒を伴う会合禁止期間中における会合の実施及び新型コロナウイルス感染拡大 ○ 保健所への虚偽の報告	活動の停止（無期限）

【文化系団体Ｄ】 ○ コロナ禍による飲酒を伴う会合禁止期間中における会合の実施及び新型コロナウイルス感染拡大 ○ 保健所への不誠実な対応	活動の停止（無期限）

４．他大学の死亡事例

発生年月日	事例内容
2017年12月11日 Ａ大学	男子学生（20）は、12月11日にテニスサークルの飲み会に参加。当初ビールを飲んでいたが、はやし立てられて大量のウォッカをイッキ飲みした。間もなく酔いつぶれ、呼びかけに応じなくなった。泥酔者を介抱する役の5人の話によると、午後9時半頃には異常ないびきをかいていたとのこと。急性アルコール中毒を疑った5人は3年生に相談したが「たいしたことないから大丈夫」といわれ、救急車を呼ばなかった。5人は他の男子学生の自宅に当該学生をかついで運んで解散。翌日午前5時45分頃、一緒にいた学生が男子学生の呼吸が止まっていることに気づいて119番したが、死亡が確認された。司法解剖の結果、急性アルコール中毒の影響で吐いた物をのどに詰まらせての窒息の疑い。 2019年5月、関係した学生ら12名が保護責任者遺棄致死の疑いで書類送検された。同年11月、学生ら9名が過失致死罪で略式起訴され、全員に罰金の略式命令が出された。
1999年6月6日 Ｂ大学	男子学生（20）は1999年6月5日漕艇部の新入生歓迎会に参加。二次会にも参加し、新入生10名を含め、部長の教授や上級生、医師であるOBらが参加していた。上級生やOBらが新入生に対して「早飲み競争」を仕掛け、手拍子などで飲酒するようにはやし立てた。新入生のほとんどが泥酔状態となり、あらかじめ準備していたアパートに運ばれた。男子学生はしばらくして再び二次会に連れ戻されたが、既に一人では歩くことが出来ない状態であったためアパートに戻った。上級生らが泥酔者の状態を確認するため見回りを行っていたが、午前３時頃の見回りを最後に帰宅した。翌朝９時頃アパートにいた他の新入生が目覚めて男子学生の異変に気付き救急搬送したが、搬送先の病院で死亡が確認された。 2006年11月福岡高等裁判所は、部長の教授やキャプテン、上級生らが男子学生に対する「安全配慮義務」に違反したとして、教授及び7名のキャプテンら上級生に対し合計1,314万円余り

	の損害賠償の支払いを命じた。
2017 年 9 月 13 日 C大学	男子学生（18）は、9 月 12 日に、サークル仲間である男女 9 人と沖縄へ旅行。宿泊先のペンションで、12 日午後 11 時頃から翌 13 日午前 1 時までの 2 時間に、缶ビールやワイン、焼酎を飲んだ。学生は酔っぱらったまま床で寝ていたが（酔った様子で数回にわたっておう吐したため、仲間が交代で介抱していたという報道もあり）、午前 5 時頃に仲間の一人の呼吸が停止していることに気づき 119 番通報。心肺停止の状態で病院へ搬送され、午前 7 時頃死亡が確認された。死因は急性アルコール中毒。一緒に飲んでいた仲間のうち男女 2 名も未成年（19 歳）だったため、警察により補導された。
2016 年 2 月 26 日 D大学	男子学生は 25 日の夜、合宿先のホテルで、所属するダンスサークルのメンバー十数人と、購入したビールや日本酒、焼酎などを飲んだ。男子学生がおう吐するなどしたため、メンバーが布団に寝かせた。当初はいびきをかいていたが、26 日午前 8 時 15 分ごろ呼吸をしていないことに同じ部屋にいた同級生が気付き、119 番通報。搬送先の病院で死亡が確認された。司法解剖の結果、死因は急性アルコール中毒とみられる。救急隊員が駆けつけた時、男子学生は心肺停止状態で、おう吐した跡があった。
2013 年 7 月 20 日 E 大学	男子学生（20）は、所属する躰道部と、応援団・応援吹奏団が合同で行なった交流懇親会に参加し、飲酒。7 月 19 日午後 10 時から午前 0 時まで、大学近くの居酒屋で 1 次会を、店を変えて、午前 0 時から 2 次会を行なった。1 次会は 51 名が参加し、ビール中ビン 40 本、焼酎 4 升、2 次会では 42 名が参加し、焼酎 6 升を飲んだ。男子学生の飲酒量は不明だが、2 次会の途中から泥酔して、壁に寄りかかったままだった。友人に付き添われ、20 日午前 2 時半すぎに、学生会館にある自室へ戻った。20 日深夜、様子を見に行った同じ下宿の学生が男子学生の異変を見つけて警察に連絡、死亡が確認された。死因は、急性アルコール中毒だった。 交流懇親会参加者の約半数が未成年で、ほぼ全員が飲酒していた。

5．お酒に関する基礎知識

1）お酒のデメリット

過度な飲酒のデメリット

・急性アルコール中毒

短時間に大量の飲酒をすることにより、血中のアルコール濃度が急上昇し、急性アルコール中毒を引き起こすことがあります。泥酔から昏睡状態に至り、最悪の

場合は死に至ることもあります。

・全身の臓器障害

長期にわたる大量飲酒により、全身の臓器に障害を引き起こす可能性があります。最も知られているのは肝臓疾患ですが、肝臓以外にも多くの臓器の疾患や障害に繋がる可能性があります。

・アルコール依存症

長期にわたる大量飲酒により、お酒を飲まないといられなくなってしまう危険性があります。お酒が切れるとイライラする、脂汗が出る、手が震える、夜寝つけないなどの症状があらわれ、重症になると幻覚症状があらわれることもあります。こうなると学業や人間関係もうまく行かなくなり、日常生活を送ることが困難になります。

２）血中アルコール濃度と酔いの状態

血中アルコール濃度（%）	酒　量	酔いの状態
爽快期 （0.02～0.04）	ビール中びん（～1 本） 日本酒（～1 合） ウイスキー　ｼﾝｸﾞﾙ～2 杯）	・さわやかな気分になる ・皮膚が赤くなる ・陽気になる ・判断力が少しにぶる
ほろ酔い期 （0.05～0.10）	ビール中びん（1～2 本） 日本酒　1～2 合） ウイスキー　ｼﾝｸﾞﾙ～3 杯）	・ほろ酔い気分になる ・手の動きが活発になる ・理性が失われる ・体温が上がる ・脈が速くなる
酩酊初期 （0.11～0.15）	ビール中びん（3 本） 日本酒（3 合） ウイスキー（ダブル 3 杯）	・気が大きくなる ・話し声が大きくなる ・怒りっぽくなる ・立てばふらつく
酩酊期 （0.16～0.30）	ビール中びん（4～6 本） 日本酒（4～6 合） ウイスキー（ダブル 5 杯）	・千鳥足になる ・何度も同じ話をする ・呼吸が速くなる ・吐き気、嘔吐がおこる
泥酔期 （0.31～0.40）	ビール中びん（7～10 本） 日本酒（7 号～1 升） ウイスキー（ﾎﾞﾄﾙ 1 本）	・まともに立てない ・意識がはっきりしない ・言語がめちゃめちゃになる
昏睡期 （0.41～0.50）	ビール中びん（10 本超） 日本酒（1 升超） ウイスキー（ﾎﾞﾄﾙ 1 本超）	・揺り動かしても起きない ・大小便はたれ流しになる ・呼吸はゆっくりと深い

		・死亡

（出典：公益社団法人アルコール健康医学協会「お酒と健康ライフ」）

3）アルコールが体から抜けるのに要する時間

代謝時間には個人差があるため、何時間経過すれば必ずアルコールが抜ける、ということは一概にはいえませんが、一般的に体重 60～70kg の人で、ビールロング缶（500ml アルコール含有量 20g）1 缶のアルコールを分解するには 3～4 時間かかります。

体質的にお酒に弱い人や女性は、さらに長い時間を要します。

4）適量の目安

適量には個人差があり、同じ人であってもその日の状態によって酔い具合が異なるため、一概にいうことはできません。厚生労働省が推進する国民健康づくり運動「健康日本 21」によると、「節度ある適度な飲酒」は 1 日平均純アルコールにして約 20g 程度であるとされています。この程度の量であればほどよくお酒を楽しめる目安ではありますが、お酒の弱い人、女性や高齢者であれば、この基準よりも少なめを適量と考えてください。

酒類別アルコール 20g の目安

酒　類	アルコール度数	目　安
ビール	5 度	中びん 1 本　（500ml）
日本酒	15 度	1 合　（180ml）
焼酎	25 度	0.6 号　（約 110ml）
ウイスキー	43 度	ダブル 1 杯　（60ml）
ワイン	14 度	1/4 本　（約 180ml）
缶酎ハイ	5 度	レギュラー缶 1.5 缶　（約 520ml）

6．絶対にやってはいけないこと

1）20 歳未満の者の飲酒

20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています。

20 歳未満の者の飲酒が法律で禁止されているのには理由があります。

・脳の機能を低下させます

長期間にわたり大量にお酒を飲み続けていると、脳の機能低下が高確率で見られるようになります。記憶力や判断力、思考力、意欲などの低下が起こり、学校生活への不適応、学業不振などにつながります。

・肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります

成長段階である 20 歳未満の者はアルコールを分解する酵素の働きも未完成なた

め、大人に比べ飲酒をすると短期間でさまざまな臓器の障害を起こす危険性が高まります。

・性ホルモンの分泌に異常が起きるおそれがあります

長期間にわたり大量にお酒を飲み続けていると、性ホルモンの分泌に異常がしばしば起きることも知られています。男性はインポテンツになったり、女性は生理不順や無月経になったりすることもあります。

・アルコール依存症になりやすくなります

アルコールは麻薬や覚せい剤と同様に強い依存症があります。20 歳未満の者は自分を理性的にコントロールする力が十分とは言えません。20 歳未満のうちからお酒を飲み始めると短期間でアルコール依存症になる危険性が高くなります。

２）危険な飲み方

①運動前後、運動中

運動前、運動中、運動直後の飲酒は、心臓に過度の負担をかける危険行為です。運動による発汗作用に加えて、アルコールの利尿作用により脱水症状を引き起こす恐れがあります。お酒により反射神経や判断力が鈍り、思わぬ怪我や事故の原因となります。自分だけでなく他人に怪我をさせるおそれもあります。

②イッキ飲み

イッキ飲みをして、急激かつ大量にお酒を飲むと、血中アルコール濃度は急速に高まります。体や脳が「これ以上飲むと危険」という信号を発する機会のないままに、ほろ酔いやいい気分を飛び越して一気に脳が麻痺してしまい、ひどい場合は昏睡状態や死に至る危険が出てきます。これが急性アルコール中毒で、イッキ飲みはきわめて急性アルコール中毒を起こしやすいのです。さらにイッキ飲みをしてから、実際に酔いのピークがやってくるまでには時間がかかるため、「まだ酔っていないから」といって急ピッチで飲み続けていると、知らず知らずのうちに限界を超えて、脳のマヒが急速に進みます。飲み終わった後にまだ大丈夫だと思って飲み続けていることが危険なのです。「自分の意思で飲んだんでしょ」などと身勝手な自己責任論を振りかざすのは絶対にやめましょう。

③飲酒の強要（アルコール・ハラスメント）

「アルハラ」という言葉を知っていますでしょうか。アルハラとはアルコール・ハラスメントの略で、次のような飲酒にまつわる嫌がらせや人権侵害のことをいいます。

A. 飲酒の強要

上下関係・部の伝統・集団によるはやしたて・罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むことです。

B. 意図的な酔いつぶし

酔いつぶすことを目的として飲み会を行なうことです。

C. イッキ飲み

場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争などをさせることです。

D.飲めない人への配慮を欠くこと

本人の体質や意向を無視して飲酒をすすめる、宴会に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかったり侮辱したりすることです。

E.迷惑行為

酔って人に絡んだり、悪ふざけや暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゅく行為のことです。

これらの行為は相手に肉体的・精神的に大きなダメージを与えます。場合によっては人の命を奪うこともあります。飲み会に参加している全員、特に上級生や OB･OG、コーチ・監督、指導教員は、お酒を勧められると断れない、という雰囲気を絶対に作ってはいけません。

3）飲酒運転

「少ししか飲んでいないから」「すぐそこだから」などと自分に都合のよい理屈をつけて運転してはいけません。少ない量でも脳には確実に影響が及んでいるため非常に危険です。動体視力が著しく低下するため、視野が狭くなり、運転時の危険性が高くなります。さらに反射能力や集中力、平衡感覚、注意力も鈍化し、スピード超過、ブレーキの踏み遅れなど、事故の危険性も高くなります。一口でもお酒を飲んだら運転はしない、運転するならお酒は飲まないという強い意志が必要です。

また酒類提供者や飲酒運転の車への同乗者、車の提供者は、飲酒運転を助長し、認める行為であるとして、道路交通法の罰則の対象となっています。車を運転する人にお酒をすすめたり、お酒を飲んでいる人に車を貸したりしてはいけません。運転者がお酒を飲んでいることを知りながらその車に同乗することは当然 NG です。運転者以外の人も、飲酒運転を「させない」ように注意するとともに、飲酒運転は悪質な犯罪であることを認識してください。

なお、自転車も車と同様に車両に含まれますので、自転車での飲酒運転も法律違反です。

7．命を救う４つのチャンス

1）イッキはさせない、酔いつぶさない

短時間に大量のアルコールを摂取すると、体内でのアルコールの処理が間に合わなくなり、血中濃度が上昇、急性アルコール中毒になります。飲んでいるときは大丈夫そうに見えても、しだいに脳のマヒが進んでいきます。焼酎やウイスキーなど濃度の高いアルコールのイッキ飲み、イッキ飲ませは、命にかかわるので、絶対にしてはいけません。

はやしたてやコールがなくても、場を盛り上げる手段としてむちゃ飲みを肯定する空気、酔いつぶれることをよしとする伝統がありませんか？「見えない圧力」

「場の設定」「暗黙の強要」が問題なのです。
いじめと同じで、見て見ぬふりも加担しているのと同じことです。
飲み会の設定を見直す勇気を持ち、アルハラのない飲み会を行いましょう。

2）酔いつぶれた人を１人にしない

窒息、転落、水死、凍死、交通事故など、泥酔した人を１人にすると何が起こるかわかりません。「つぶれ部屋」に放り込むなんてとんでもないことです。

合宿などで係を決め、夜中に見回るから大丈夫と言う人がいます。ところが数回見回った後、みんなが寝静まった朝方に死亡するという事が良く起きています。

『息苦しそう』『全身が冷たい』『大イビキをかいている』『つねっても反応しない』などの危険信号を見逃さないためにも、しらふの人が必ずそばについていましょう。

3）横向きで自然に吐かせる

酔いつぶれた人を抱き起して無理に吐かせるのはとても危険です。吐いたものが喉に詰まり、窒息することもあります。急性アルコール中毒では、窒息死が大半です。寝かせる時は、あお向けではなく、横向きに！

横向きなら嘔吐物が自然に口から出て、窒息を防ぐことが出来ます。だたし、横向きに寝かせたことで安心してしまい、一人にさせた結果、亡くなってしまうこともあります。目を覚ますまでは、必ず誰かがそばで見守ることが重要です。

また急性アルコール中毒では体温の低下も起きます。衣服を緩め楽にさせ、毛布などを掛けてあげましょう。

4）おかしいと思ったら、ためらわず救急車を

耳元で名前を呼んだり、つねったり身体をゆすったりしても反応がなかったら、昏睡状態です。その人は今“死”と紙一重のところにいます。「事を大きくしたくない」などの体面を気にしている場合ではありません。わずかなためらいで、助かる命も助からなくなってしまいます。おかしいと思ったらすぐに救急車を呼びましょう。

【すぐに救急車を呼ぶべき状態】

・大イビキをかいて、ギュッとつねっても反応がない。
・ゆすって呼びかけても、まったく反応がない。
・体温が下がり、全身が冷たくなっている。
・倒れて、口からあわをふいている。
・呼吸が異常に早くて浅い。または、時々しか息をしていない。

※これ以外にも「危ない」と感じることがあれば、すぐに救急車を呼んでください。世間体を気にしている場合ではありません。これは命に関わる問題なのです。

８．緊急連絡先

飲酒の事故等が発生した場合は、学生センターにすみやかに連絡してください。連絡がつかない場合及び夜間・休日は警備員室に連絡してください。

◆ 平日の昼間（8：30 ～ 17：15）

吹田学生センター　　06-6879-7120
豊中学生センター　　06-6850-5022
箕面学生センター　　072-730-5081

◆ 平日の夜間（17：15～翌 8：30）及び休日（土・日・祝日、夏季休業、年末年始）

本部棟警備員室　　06-6879-7018
全学教育推進機構警備員室　　06-6850-5615

飲酒に関する理解度チェック（解説）

項　　目	はい（Yes）	いいえ（No）	解説
1.20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている。	☑	□	「20 歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」で禁止されています。法律違反となる行為は行わないでください。
2.新入生歓迎会や飲み会に 20 歳未満の者が参加する場合は、20 歳未満の者であることが分かるように、ネックストラップや缶バッチ等を着用し識別している。	☑	□	見た目で 20 歳未満の者であるかを判別することは困難ですし、酔いが進むと判断力が鈍りますので、一目でわかるようにしてください。
3.宴席の場において、上級生や OB・OG、コーチ・監督、指導教員からお酒を勧められると断れないという雰囲気を作ってはいけない。	☑	□	立場が上の人から酒を勧められたら断りにくいものですので、「勧められた人が断ればいいだけ」とは考えないでください。上級生等はそのことを認識するとともに、宴席の場のルールとして、お酒を無理に勧めないことを参加者全員で共有してください。
4.羽交い絞めにするなどして無理やり飲酒させた場合は、強要罪が成立する可能性がある。	☑	□	強要罪（刑法 223 条）が成立する可能性があり、その場合、3 年以下の懲役となります。
5.20 歳未満の者が飲酒したとしても、飲酒した本人に対する罰則は無いので、場を盛り上げるために少しぐらいであれば飲酒させてもよい。	□	☑	20 歳未満の飲酒は法律で禁止されていますので、飲酒をしてはいけません。
6.飲酒を強要しても、本人の意思で飲酒するのだから、酔いつぶれるのは自己責任であり、ハラスメントには当たらない。	□	☑	飲酒の強要はアルコール・ハラスメント（飲酒にまつわる嫌がらせや人権侵害）に当たりますので、絶対にやってはいけません。
7.飲酒を強要した者が酔いつぶれた者を放置しても責任を問われることはない。	□	☑	保護責任者遺棄罪（刑法 217 条）が成立する可能性があり、その場合、3 か月以上 5 年以下の懲役となります。

			酔いつぶれた者が死亡した場合は保護責任者遺棄致死罪（刑法 219 条）が成立する可能性があり、その場合、3 か月以上 15 年以下の懲役となります。
8. 手拍子やコールなどではやし立てるイッキ飲みは、場が盛り上がるので、度を超えなければ実施してもよい。	☐	☑	イッキ飲みは急性アルコール中毒を引き起こす危険があり、最悪の場合は死に至りますので、絶対にやってはいけません。無理にイッキ飲みをさせる、また、周りではやしたてる行為は、強要罪、傷害罪、現場助勢罪などに当たる可能性があります。
9. 団体（部、サークル）の行事として行った飲み会において、20 歳未満の者の飲酒や飲酒の強要が行われたことが発覚しても、過去の処分事例から考えると廃部や公認取消処分となることはない。	☐	☑	法律違反となる 20 歳未満の飲酒や、飲酒の強要が行われた場合は、廃部や公認取消処分となります。
10. 団体（部、サークル）の行事として行った飲み会において、20 歳未満の者の飲酒や飲酒の強要が行われたことが発覚しても、団体に対する処分だけで、20 歳未満飲酒をした個人や飲酒の強要を行った個人に対して処分されることはない。	☐	☑	法律違反となる 20 歳未満の飲酒や、飲酒の強要が行われた場合は、その状況に応じて、個人に対しても、大学から戒告、停学、放学の懲戒処分が行われます。
11. 酔いつぶれた者を病院に搬送するためであれば、生命にかかわることであるため、緊急避難として飲酒した者が車を運転することは仕方がない。	☐	☑	酒は少ない量でも脳に影響が及ぶため、いかなる状況でも飲酒をしたら運転をしてはいけません。病院に搬送するのであれば救急車を呼んでください。
12. 酔いつぶれた者が昏睡状態となり、呼びかけにも反応せず、体を揺さぶっても反応が無い場合は、ためらわずに救急車を呼ぶべきである。	☑	☐	反応が無く、おかしいと思ったら、ためらわず、すぐに救急車を呼んでください。
13. 以上について、団体においては幹部がしっかりと理解し、責任をもっ	☐	☑	団体を率いる幹部学生が飲酒について理解を深め、団体構成

て実行すればよいことなので、団体の構成員やOB・OG、コーチ・監督、指導教員に周知する必要はない。			員等に20歳未満飲酒や飲酒強要の防止等を浸透させることは大切ですが、それと同様に、立場に関わらず一人ひとりが飲酒について理解を深めることが大切です。